

同時発表
農林水産省

平成23年6月30日
河川局水政課
海岸室
港湾局海岸・防災課

海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する
運用指針の策定について

政府においては、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）の「日本を元気にする規制改革100」において、「再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し」として、海岸保全区域における風力発電開発を推進するため、「海岸保全区域における許可基準（海岸法）の明確化について平成22年度中に結論を得、平成23年度のできるだけ早期に措置を講じる。」こととしています。

この閣議決定を踏まえ、農林水産省及び国土交通省において、別添のとおり「海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針」を策定しましたのでお知らせします。

問い合わせ先	農林水産省農村振興局防災課	課長補佐 野中 振拳 代表 03-3502-8111内線 88124 直通 03-6744-2199
	農林水産省水産庁防災漁村課	課長補佐 的野 博行 代表 03-3502-8111内線 84786 直通 03-3502-5304
	国土交通省河川局水政課	河川利用企画調整官 山田 博史 代表 03-5253-8111内線 35212 直通 03-5253-8440
	国土交通省河川局海岸室	企画専門官 久保田啓二郎 代表 03-5253-8111内線 36322 直通 03-5253-8471
	国土交通省港湾局海岸・防災課	課長補佐 鈴木 靖彦 代表 03-5253-8111内線 46713 直通 03-5253-8687